

行政相談制度の概要

平成 13 年 10 月

総務省行政評価局行政相談課

行政相談制度の概要

- 1 機能：国民の行政に関する苦情や意見、要望を受け付け、関係行政機関等にあっせんを行い、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善を推進。

【資料 1】

2 受付体制

- ① 本省・管区局・事務所の行政相談課（行政苦情 110 番）等インターネットでも受け付け
- ② 行政相談委員
 - 総務大臣が民間有識者を委嘱。
 - 国民の身近な相談窓口として全国の市区町村に少なくとも 1 人配置。
定数：5,046 人
- ③ 総合行政相談所、一日合同行政相談所等

【資料 2～4】

3 受付事案

- 件数：年間約 20 万件（うち行政相談委員受付が約 7 割）
- 事案：道路、社会福祉、鉄道・旅客運輸、医療保険・年金等国民生活に身近な苦情が多い。

【資料 5～8】

4 行政苦情救済推進会議

- 開催目的：行政制度及び行政運営の基本に係る苦情について、高い識見を有する公平な第三者の意見を聴取し、的確かつ効果的な処理を推進。
- メンバー：味村治（座長）他 6 名
- 取扱事案：推進会議の意見を踏まえ、これまでに 57 件の事案について関係機関に改善方をあっせん。

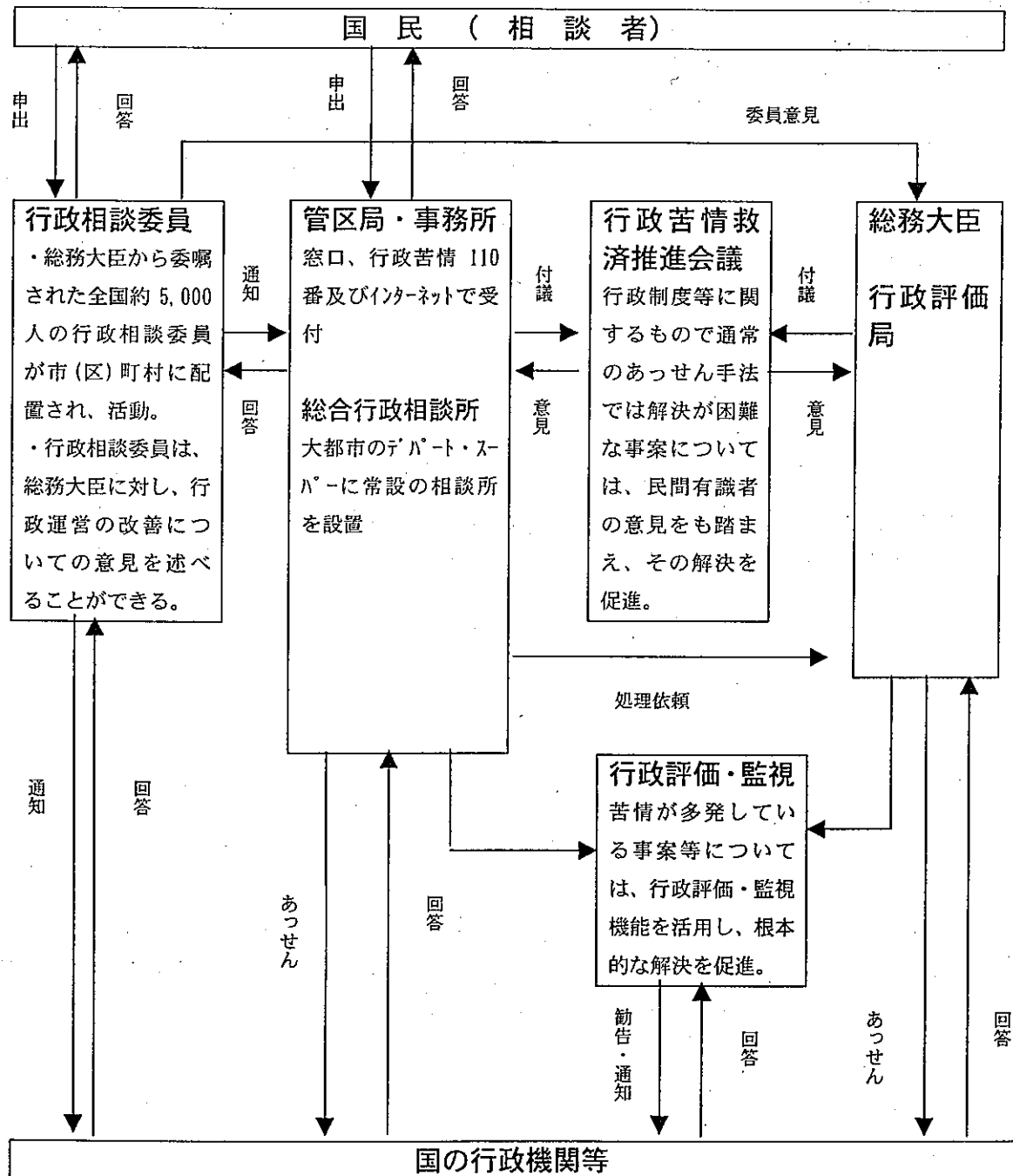
【資料 9～11】

5 男女共同参画に関する相談の受付状況

- 件数：本年度上半期の受付件数は約 50 件。
- 事案：主な内容は、i) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、ii) 雇用等の分野における男女の均等な機会の確保、iii) 女性に対する暴力等に関する要望あるいは制度等の問合せ。

【資料 12】

総務省の行政相談の仕組み



〔特 色〕

- 国の行政活動全般に及ぶ幅広い苦情に対処
- 行政相談委員及び管区行政評価局・行政評価事務所による全国ネットワークを活用して受付、解決
- 行政の制度・運営の改善による広範な救済の実現

行政相談委員制度

趣 旨：行政に関する苦情の相談に応じる窓口が役所に限定されては、大多数の国民にとって地理的に不便であり、また、気軽さや親しみが薄いこともあり、国民の身近なところで気軽に相談できる窓口を開くため、設置。

職 務：○ 行政相談委員は、担当する市（区）町村の住民から国の行政機関等の業務に関する苦情の相談を受けて、申出人に必要な助言を行ったり、関係行政機関等にその苦情を通知するほか、管区行政評価局・行政評価事務所と連絡を取りつつ、その解決を促進。また、国民から寄せられる行政に関する制度・手続についての問合せに回答する等行政に関する様々な相談に対応。

○ 総務大臣に対し業務の遂行を通じて得られた行政運営上の改善に関する意見を述べることにより、行政運営の改善に貢献。

委 嘱：○ 行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から総務大臣が委嘱。

○ 行政相談委員は、無報酬のボランティア。

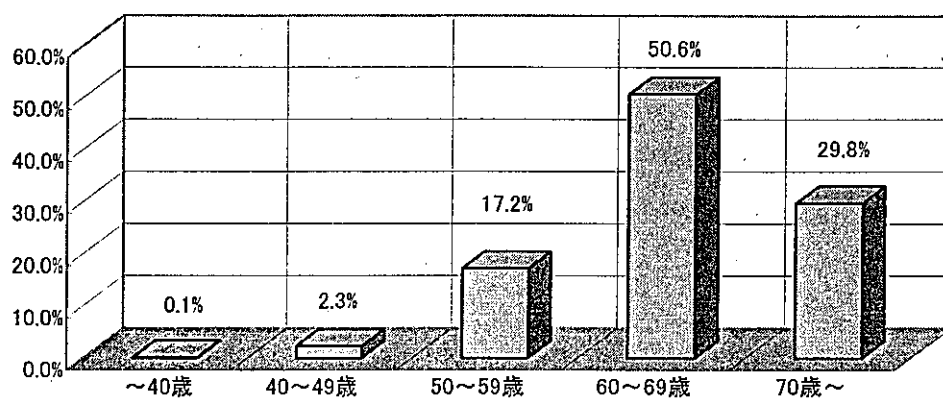
配 置：全国の市（区）町村に少なくとも 1 人（全国 5,046 人）を配置。

活 動：○ 行政相談委員は、「自宅」において面談や電話で相談を受け付けるほか、「定例相談所」（町村役場、公民館等住民の利用しやすい場所を選んで定期的に開設。平成 12 年度は 4 万 500 か所）、「巡回相談所」（町村役場の支所・出張所等の市（区）町村内の各地を巡回して開設。12 年度は 5,731 か所）を開設し、年間約 14 万 1 千件、総務省全体の受付件数の約 70% を受け付け。

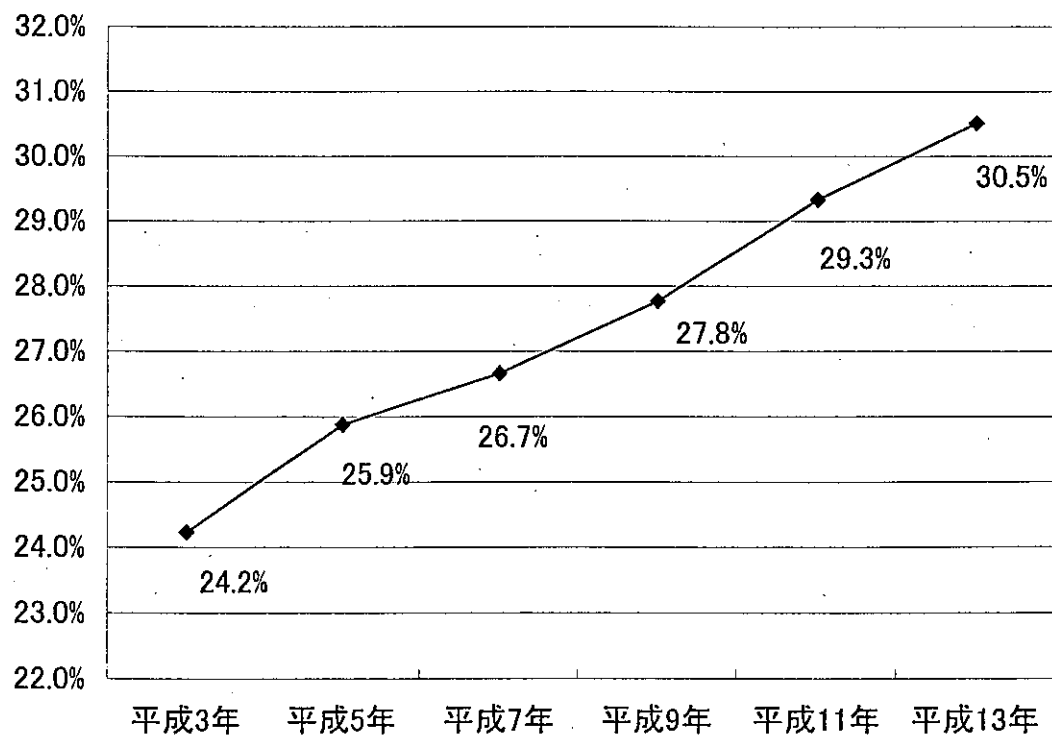
○ 行政相談委員は、自らが中心となって、民生委員、人権擁護委員等各種委員との連絡、協議の場を設け、相談事案の相互連絡を行うとともに、合同で相談所を開設するなど各種の相談委員制度が有機的に機能するよう活動。（12 年度は協議会 2,404 回開催）

行政相談委員の年齢別配置及び女性委員の割合

行政相談委員の年齢別配置状況（平成 13 年 9 月）



女性行政相談委員の割合の推移



行政相談委員の研修体系等

○ 一般研修

名称	実施機関	対象	目的	研修内容
新任委員委嘱時研修	管区行政評価局及び行政評価事務所	新規委嘱委員	委員としての使命の自覚、業務遂行に必要な心構え及び基本的知識、技能を付与。	行政相談制度、行政相談委員業務、事案処理に必要な基礎的実務。
委員第1部研修	(同上)	新任委員委嘱時研修修了後、6か月を経過した者	的確な事案処理を行うに必要な実践的知識、技能の付与。	事例研究、応接技法
委員第2部研修	管区行政評価局	委員第1部研修修了後、2年を経過した者	業務遂行に必要な専門的知識、技能の付与及び委員相互の啓発・交流	事例研究、効果的な委員活動
中央研修	行政評価局	委員第2部研修修了者で、委員のリーダーとして活躍が期待できる者	地域リーダーとして活動するために必要な知識の付与及び自覚の養成	リーダーとしての役割、効果的な委員活動、事例研究

○ 特別研修

管区行政評価局及び行政評価事務所が、特定の行政相談委員、テーマ等について、必要に応じ実施。

○ 行政相談委員自主研修会

行政相談委員による自主的な研修会で、都道府県単位又はこれをいくつかに分けたブロック単位で実施。また、30 管区局・事務所では、女性委員による行政相談委員女性懇話会等の自主団体を組織し、研修会の開催、機関紙の発行等を実施。

○ 男女共同参画に関する認識を高めるための研修の実施状況

- ・ 男女雇用機会均等法の解説資料を全委員に配布（平成 10 年 8 月）
- ・ 男女共同参画社会の形成、男女共同参画社会基本法等をテーマとする「特別研修」の実施（11 年度以降、毎年度）
- ・ 「男女共同参画の視点から 苦情処理 Q & A」（苦情処理研修研究会編）を活用した「行政相談委員研修会」の実施（13 年度）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の概要等について行政相談委員機関紙を通じ周知（13 年度）

行政相談実績

図 1 受付件数の推移

(単位：件)

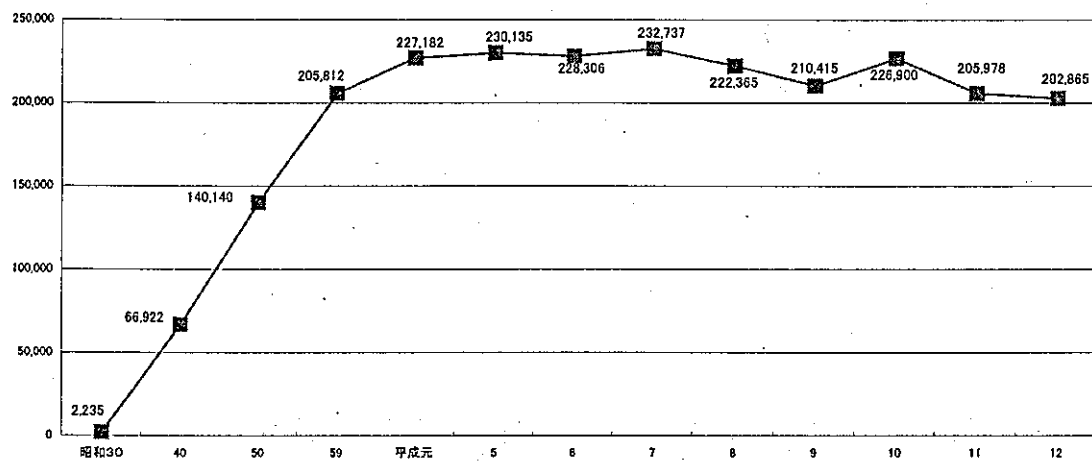


図 2 行政相談窓口別の受付件数 (平成 12 年度)

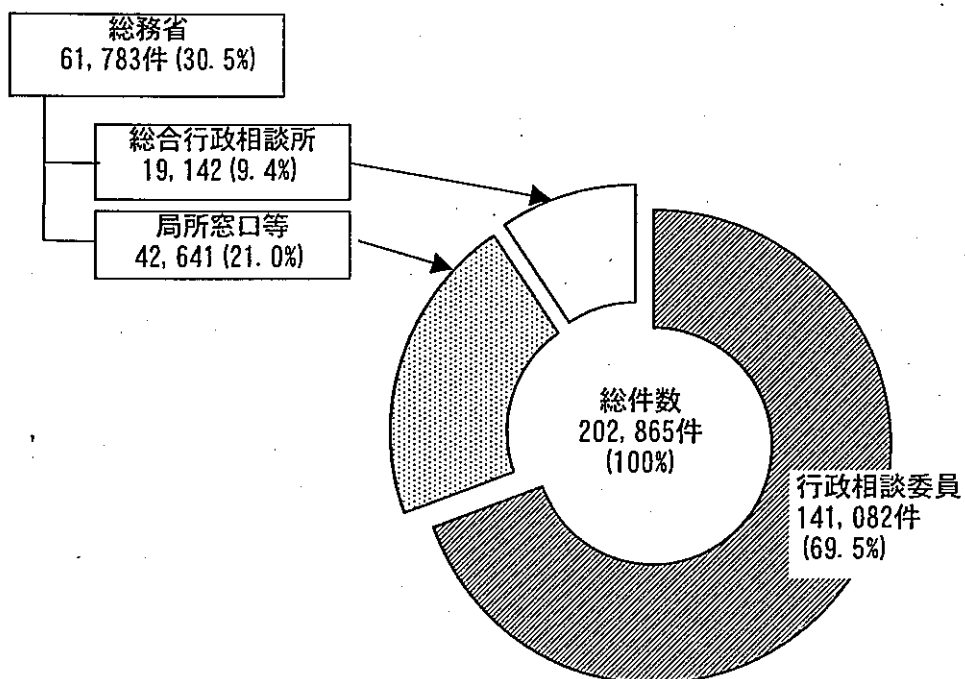


図3 行政相談処理件数の内訳（平成12年度）

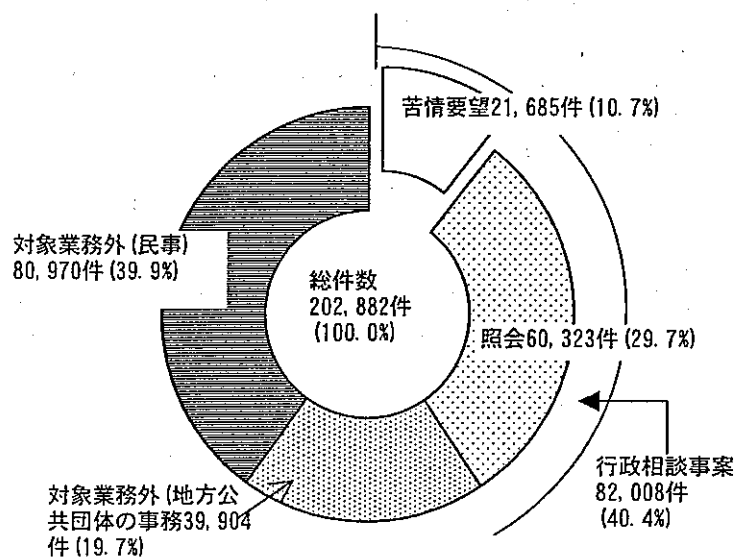
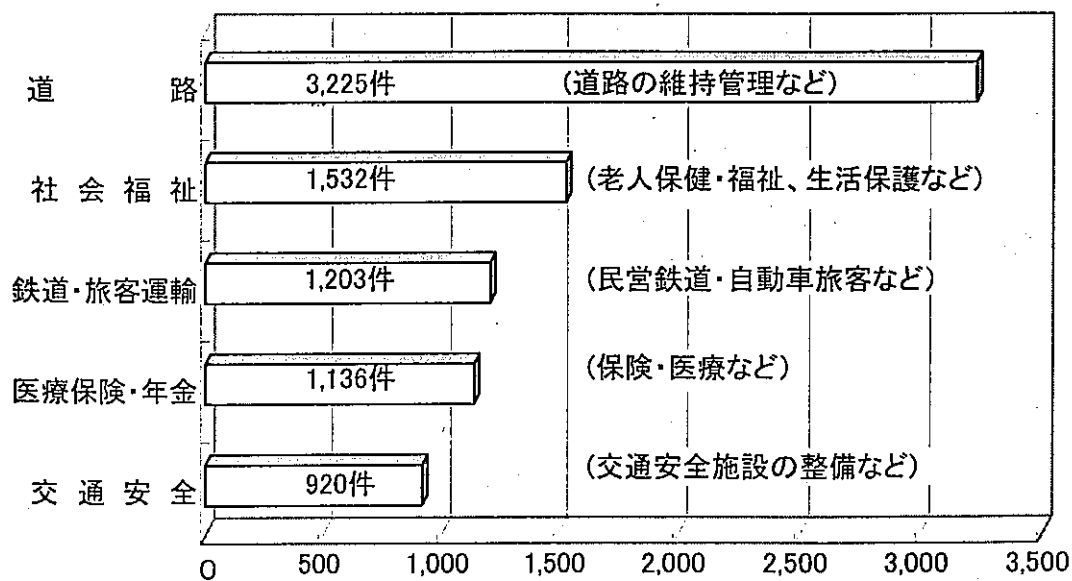


図4 苦情要望の主な分野の処理状況(平成12年度)



行政相談委員受付事案が制度改善につながった事例

- 国民健康保険においても、健康保険同様、海外滞在中の療養についても保険適用の対象としてほしい
(平成 11 年 11 月厚生省(現厚生労働省)に対しあっせん) ⇒
国民健康保険法の一部改正により、平成 13 年 1 月から保険適用の対象となった。
- 保育業務に従事する男性に対応した「保母」にかわる名称を設けてほしい
(平成 9 年 9 月厚生省に対しあっせん) ⇒
保育に従事する者は男子であっても法令上の名称は「保母」とされていたが、保育分野への男子の一層の進出の促進と男子従事者の自覚と誇りを確保する観点から、資格の名称が男女共通の「保育士」に改められた(政令改正、平成 11 年 4 月施行)。
- 不動産登記において、複写「無効」の文字が浮きでる印鑑登録証明書のコピーについても謄本と認め、他の添付書類同様、提出済みの原本を還付するようにしてほしい
(平成 11 年 1 月法務省に対しあっせん) ⇒
複写「無効」等の悪用防止処理された印鑑登録証明書のコピーについてもこれを謄本として認め、原本を還付するよう、平成 11 年 2 月に各法務局長あての通知が出されるとともに、登記官への周知が図られた。
- 管理美容師資格認定講習会の受講機会を拡大してほしい
(平成 10 年 6 月厚生省に対しあっせん) ⇒
管理美容(利用)師の資格取得を希望する者のために、近隣の複数都道府県による共同開催、他の都道府県からの受講希望者の受入れ等の措置により受講機会を拡大するよう、平成 11 年 1 月に都道府県あて通知された。
- 無縁墳墓の改葬手続における新聞公告は多額の費用がかかるので、公告方法を見直してほしい
(平成 8 年 6 月厚生省に対しあっせん) ⇒
新聞公告に代え、官報公告及び立札設置に改められた(厚生省令の一部改正、平成 11 年 5 月施行)。
- 国民健康保険の医療費通知は、医療費が確認しやすいよう受診病院名等を通知事項に追加してほしい
(平成 10 年 2 月厚生省に対しあっせん) ⇒
通知事項に「医療機関等の名称」を追加するとともに、保険者が必要に応じて通知事項を定めるよう、平成 10 年 4 月に都道府県あて通知が出された。
- 所得税還付金について、郵便貯金口座への振込みを認めてほしい
(平成 4 年 12 月国税庁及び郵政省(現総務省)に対しあっせん) ⇒
納税者の利便向上のため、平成 8 年 1 月から郵便貯金口座への振込みが認められた。

行政相談委員が取り扱った事例

- 択捉島に漂着した息子の遺体を早く引き取れるようにしてほしい
遺体引き取りについて、関係機関に相談するなど手を尽くした結果、北方領土墓参団とともに同島に渡り遺体の引取を行うことができた。
- 文化財を火災から守るためにも、そこに住みついている老人を保護してほしい
市公園管理担当課、福祉事務所、教育委員会及び警察署など複数の関係行政機関の参加を得て協議した結果、文化財（国宝に指定している城）に住みついて喫煙している老人を養護施設に入所させ、また、生活保護の支給対象とすることにより、文化財の防災も図られた。
- 勤務日数が少ないとして健康保険と厚生年金保険に加入させてくれない会社に納得できない
行政評価事務所を通じて、社会保険事務所に照会した結果、警備員の勤務日数は一定基準を超えることから、両保険への加入資格があることが判明し、加入手続がとられた。
- 登校時に車道にはみ出している列車通学高校生の交通事故防止のため、ＪＲ列車の運航時間を調整してほしい
役場、県土木事務所、警察署及び高校が協議し、上下線の一方の列車到着時刻を早くし、下車する生徒の分散を図るとの結論を得て、行政評価事務所からＪＲ東日本に対策の検討を要請した結果、運航時間の調整が行われ、列車通学する生徒の分散化が図られた。
- 子供が暗渠排水路に転落しないための防護施設を設置してほしい
工事事務所に防護施設の設置を求めたが、４か月経過しても設置されないので行政評価事務所に通知し、一緒に現地確認を行い、早急に鉄柵を設置するよう申し入れたところ、排水路の入口に鉄柵が設置された。
- 農協を退職したが老齢基礎年金が支給されないので受給できるようにしてほしい
老齢基礎年金を受給するために必要な退職に伴う共済組合員資格喪失届等を提出していないことが判明したので、申出人に対して必要な手続きを行うように助言した結果、老齢基礎年金の支給停止解除が行われ、受給できることになった。
- 自転車道を兼ねた堤防斜面通行箇所を安全に利用できるようにしてほしい
建設省出張所に対し申出要旨及び現地の状況を説明し必要な改善策をとるよう連絡し結果、申出の場所に手すり付きのスロープが整備された。
- 河川敷に古タイヤなどが不法投棄されているので、撤去してほしい
河川管理者の建設省工事事務所に対し申出要旨及び現地の状況を説明し、廃棄物を撤去するよう連絡した結果、廃棄物が撤去された。
- 郵便ポストの取集時刻が消えて見えないため、分かるようにしてほしい
取集時刻表示が不鮮明なものがいくつか見られたので、郵便局に説明し、取集時刻をはっきりと判読できるよう改善してほしい旨連絡した結果、管内に設置しているポストの実態把握が行われ、改善された。

行政相談委員意見を反映した身近な行政の改善事例

行政相談委員は、国民の身近なところにあつて個々の苦情の解決を図るという仕事のほか、日常の相談業務を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に述べる事ができるとされており、委員意見は行政運営の改善に広く貢献している。平成 12 年度に委員意見の方向に沿って具体的に改善措置が講じられたものとして次の事例がある。

- 1 年金担保融資の利用者が生活費に窮することにならないよう半額返済制度を導入
従来、年金を担保とした融資額が完済されるまで年金支給額の全額を返済に充当⇒12 年 10 月から、半分を返済に、残る半分を年金として受け取る半額返済制度を導入（選択制）
- 2 加入者の利便向上を図るため、かんぽ宿泊施設等の利用時の確認手段を拡大
従来、かんぽ宿泊施設を利用する場合、保険証書又はそのコピー等で確認⇒13 年 1 月から、確認書類として郵便局で発行する保険加入者証及び施設で発行する利用カードを追加
- 3 J R において、研修の充実等により、乗り継ぎ待ち時間が長い場合などはその範囲内で一時的に下車を認める弾力的な対応を採り得る旨を駅員等に徹底
きっかけは、途中下車の認められていない 100 円未満までの普通乗車券で、長い待ち時間を利用するため下車を申し出たところ、今回に限り大目にとの対応があったこと
- 4 郵貯利用者の利便向上を図るため、後日通帳に記帳できる個別取扱明細の行数を拡大
従来、未記帳の取扱明細が 15 行を超えると、後日、通帳には合算額のみ記帳⇒12 年 5 月以降、未記帳の取引明細が 30 行までは個別明細を記帳できるようシステムを改善
- 5 国民年金・厚生年金現況届の記入例を受給者に分かりやすいものに改善
各受給者の誕生月の末日までの提出期限を 12 月 31 日と例示⇒12 年度版現況届の記入例から、誤解を招かないよう〇月〇日と例示し、表紙にも期限は誕生月末日である旨を明記
- 6 管理栄養士国家試験の実施時期を 17 年度から年度内に繰り上げ
現在、5 月下旬試験実施⇒12 年 4 月の栄養士法の改正（14 年 4 月施行）により受験資格が高度になる一方、17 年度から試験実施時期が 3 月末までに繰り上げ
- 7 国立病院、国立大学附属病院が構造設備を変更する場合の厚生労働省の審査が迅速化
従来、審査に必要な立入検査を県等に依頼⇒12 年度から立入検査を厚生労働省が直接実施するとともに、検査対象の縮小、病院の自主検査の活用等により審査期間を短縮
- 8 消費者の商品選択に役立つよう遺伝子組換え食品について表示が義務付け
従来、遺伝子組換え食品について表示制度なし⇒13 年 4 月以降、表示制度が発足
- 9 農地の権利移動制限について、地域の実情に応じてより弾力的に要件の設定が可能
従来、知事が農地の権利移動の制限要件（取得後の面積が 50 アール以上）の例外を設けるためには農林水産大臣の承認が必要⇒13 年 3 月以降、知事限りで例外要件の設定が可能
- 10 下水道予定地域を除きし尿単独浄化槽の新設を禁止し合併処理浄化槽の普及が促進
厚生労働省は単独浄化槽の製造廃止の指導、国土交通省は融資面での誘導により合併浄化槽を普及⇒浄化槽法の一部改正により、13 年 4 月から単独浄化槽は新設禁止、建築確認でもチェック

行政苦情救済推進会議の概要

趣 旨：行政相談制度の活性化に資する観点から、総務省に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な処理を推進するため、民間有識者の参集を求め、「行政苦情救済推進会議」を開催

テーマ：当省に申し出られた行政に関する苦情等のうち行政制度及び行政運営の基本に係るもの等の処理方策

参集者：

- (座長) 味村 治 (元内閣法制局長官、元最高裁判所判事)
- 大森 彌 (千葉大学法経学部総合政策学科教授)
- 加賀美幸子 (千葉市女性センター館長)
- 加藤 陸美 (財健康・体力づくり事業財団理事長、元環境事務次官)
- 塩野 宏 (東亜大学大学院総合学術研究科教授)
- 田村 新次 (中日新聞社論説顧問)
- 堀田 力 (さわやか福祉財団理事長、弁護士)

開催実績：昭和 62 年 12 月から平成 13 年 10 月までに 56 回開催し、57 事案について付議。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえてあつせんした事案一覧

あつせん事案件名	あつせん年月日	あつせん対象
1 専修学校に通学する生徒に対する通学定期割引制度の見直し	昭和 63.9.19	運輸省
2 住宅・都市整備公団の分譲住宅に係る譲渡契約書の印紙税の軽減	昭和 63.12.20	住宅・都市整備公団
3 厚生年金・国民年金の支払通知方法の見直し	平成元.2.9	社会保険庁
4 金融機関における非課税公債の保管手数料等についての周知の徹底	平成元.10.3	大蔵省
5 小・中学校の指導要録の保存・管理等の見直し	平成元.10.3	文部省
6 国立大学における授業料納入方式の改善	平成元.10.3	文部省
7 国立病院の算定ミスにより過誤納となった診療費の早期還付	平成元.10.3	厚生省
8 老人の特定疾患治療費の一部負担金に係る還付手続の簡素化	平成 2.4.17	厚生省
9 無線従事者国家試験申請書提出後の受験地の変更	平成 2.4.17	郵政省
10 新幹線の定期券による指定座席への乗車変更	平成 2.4.17	J R 東日本(株)等
11 電話の移転等に伴う工事費の明確化	平成 2.9.28	日本電信電話(株)
12 住宅・都市整備公団の賃貸住宅等に係る入居申込資格の緩和	平成 3.3.19	住宅・都市整備公団
13 国が管理する公園の入園料等の高齢者に対する減免措置	平成 3.3.19	環境庁、建設省等
14 届出地と本籍地とが異なる場合の出生届、死亡届等の提出通数の改善	平成 3.9.25	法務省
15 土曜日・日曜日等における厚生年金等の年金支払日の繰上げ	平成 4.3.31	社会保険庁
16 青年海外協力隊参加者の国民年金加入の継続措置	平成 4.4.7	国際協力事業団
17 厚生年金等の返納金の取扱金融機関の拡大	平成 4.7.6	社会保険庁
18 児童扶養手当等の振替預入の導入	平成 4.10.5	厚生省、郵政省
19 所得税還付金の郵便振替口座への振込みの導入	平成 4.12.18	国税庁、郵政省
20 転居に伴う療育手帳の交付	平成 5.3.29	厚生省

あっせん事案件名	あっせん年月日	あっせん対象
21 書き損じ郵便はがきの交換の取扱いの統一	平成 5.7.20	郵政省
22 高齢者等の公営住宅の入居基準適用の弾力化	平成 6.1.17	建設省
23 食品衛生法に基づく営業許可の有効期間等	平成 6.1.17	厚生省
24 看護婦国家試験の合格発表日の年度内繰上げ	平成 6.11.18	厚生省
25 定期郵便貯金の名義変更手続の見直し	平成 6.11.18	郵政省
26 供託金の受入れに係る金融機関の拡大等	平成 7.2.20	法務省
27 軽自動車の名義変更手続の見直し	平成 7.2.20	運輸省
28 放送大学の番組ビデオテープ等の貸出し	平成 7.2.20	放送大学学園
29 浄化槽の水質検査の合理化	平成 7.4.26	厚生省
30 電話料金の基本料金徴収方法の改善	平成 7.10.26	日本電信電話 (株)
31 無縁墳墓の改葬に係る公告手続の見直し	平成 8.6.3	厚生省
32 住宅金融公庫の貸付手続の周知	平成 8.10.14	住宅金融公庫
33 商業登記に係る印鑑証明書交付申請方式の見直し	平成 9.2.24	法務省
34 一般旅券発給の居所地における申請の取扱いの改善	平成 9.3.31	外務省
35 保育業務に従事する男子の名称の創設	平成 9.9.29	厚生省
36 社会保険労務士試験における肢体不自由者の受験機会の拡大	平成 10.2.17	社会保険庁、労働省
37 労災入院患者の私傷病に係る食事療養費の患者負担の明確化	平成 10.2.20	厚生省
38 国民健康保険の医療費通知内容の改善	平成 10.2.27	厚生省
39 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善	平成 10.3.27	法務省、自治省
40 市街化調整区域内の有料老人ホームの設置に係る開発許可の弾力化	平成 10.6.26	建設省
41 管理理容師・管理美容師資格認定講習会の受講機会の拡大	平成 10.6.30	厚生省
42 海外渡航者に対する黄熱の予防接種の利用増進	平成 10.9.8	厚生省（注）
43 高度医療の保険適用病院に係る届出要件の緩和	平成 10.9.9	厚生省
44 薬剤師国家試験の合格発表の年度内繰上げ	平成 10.10.8	厚生省（注）
45 健康保険遠隔地被保険者証の交付に係る被扶養者の要件緩和	平成 11.1.28	厚生省
46 不動産登記申請書添付書類の還付手続における悪用防止処理された印鑑登録証明書のコピーの謄本としての受理	平成 11.1.29	法務省

あっせん事案件名	あっせん年月日	あっせん対象
47 事業主が雇用保険被保険者資格取得届の提出を失念したため不利益を被った被保険者に係る失業等給付の基本手当の所定給付日数の算定	平成 11.7.13	労働省
48 児童扶養手当の支給要件の認定に係る請求期限の緩和	平成 11.7.14	厚生省
49 登記印紙等を誤って購入した場合の救済制度の導入	平成 11.9.3	大蔵省、郵政省、法務省、特許庁
50 海外滞在中の療養に対する国民健康保険の適用	平成 11.11.17	厚生省
51 失業の認定日の変更が認められるやむを得ない理由の範囲の見直し	平成 12.3.9	労働省
52 小型船舶操縦士海技免状の更新申請手続の簡素化	平成 12.9.25	運輸省
53 国民年金の保険料納付特例制度の対象とする学生等の範囲の見直し	平成 13.3.27	厚生労働省
54 J R鉄道路線における途中下車の取扱いについての社員教育の徹底	平成 13.3.27	J R 東日本(株)
55 マンション管理組合の法人格取得要件の緩和	平成 13.4.17	法務省
56 通勤災害に関し誤って健康保険が適用された場合の給付費返還方法の見直し	平成 13.4.17	厚生労働省
57 児童扶養手当における公的年金との併給制限の見直し等	平成 13.8.3	厚生労働省

(注) 42 と 44 については、あっせんに併せて文部省に協力依頼を行った。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえてあつせんした最近の改善事例

自営業者等の国民健康保険でも海外での病気やけがが保険の適用対象に

(申出要旨)

私は人工透析治療を受けていますが、貿易業を営んでいることから海外に出張する機会が多く、海外で人工透析治療を受けることも多い。

現在加入している国民健康保険では、海外での療養は、保険の適用が認められていないため、経済的な負担が大きく大変です。

しかし、以前、貿易会社に勤務し健康保険に加入していたときは、海外での療養も保険の適用が認められていました。

また、市役所の窓口の説明では、70 歳以上の者が対象である老人保健法では、海外での療養は保険の適用が認められているとのことでした。

国民健康保険についても、海外での療養について保険が適用されるようにしてほしい。

(改善措置状況)

総務省は、厚生省（現厚生労働省）に対し、各種医療保険等の中で、国民健康保険だけが海外での療養について保険適用が認められていないことは国民健康保険加入者への保険サービス水準の点で医療保険制度の公正を欠いているものと考えられることから、被保険者が日本国外にあるときには療養の給付等を受けられないとしている国民健康保険法の見直しについて検討する必要がある旨あつせんしました。

その結果、国民健康保険の被保険者が日本国外にあるときについても、療養の給付の対象に加えることを内容とする国民健康保険法の一部改正が行われました。（平成 13 年 1 月から保険適用）

昼間定時制の学生等も国民年金保険料の納付猶予の対象に

(申出要旨)

県立高校の昼間定時制課程に在学している 20 歳の息子は、国民年金の加入年齢となったが、無収入であることから自ら保険料を払い込むことは困難である。保険料の免除について社会保険事務所に相談したところ、国民年金では、夜間部、定時制及び通信制の学生については、保険料の支払いを学生の間は猶予する学生納付特例制度の対象とされており、昼間定時制も対象とならないとのことであった。息子の収入がないことは明白であり、学生納付特例制度が適用されるようにしてほしい。

(改善措置状況)

総務省は、厚生労働省に対し、親に負担を求めることなく、学生等が社会人になってから保険料を追納することを期待する学生納付特例制度の趣旨を踏まえ、国民年金の被保険者である 20 歳以上の定時制課程の学生等の実態把握に努め、その対象範囲の在り方について検討する必要がある旨あつせんしました。

その結果、夜間部、定時制課程及び通信制課程に在学する学生等についても、平成 14 年 4 月 1 日から学生納付特例制度の対象に加えることを内容とする国民年金法施行令の一部改正が行われる予定です。

小型船舶操縦士海技免状の更新申請が郵送でも可能に

(申出要旨)

私は小型船舶操縦士海技免状を有しており、5 年ごとの免状の更新に当たっては、指定講習機関の実施する更新講習を終了した上で、更新申請のため管海官庁（地方運輸局・海運支局）に出向かなければならない。私の住んでいる県では、更新講習は交通の便利な県庁所在地でも行われているものの、申請先である最寄りの管海官庁は遠隔地にあることから、更新申請をする場合、そのために仕事を 1 日休まなければならない上、交通費もかかる。管海官庁に出向させることなく、郵送等により更新申請を受け付けてほしい。

(改善措置状況)

総務省は、運輸省（現国土交通省）に対し、新規の免許申請では郵送申請が認められていること、管海官庁への出頭は負担が大きいと考えられること等から、郵送による更新申請を認める方向で検討する必要がある旨あつせんしました。その結果、国土交通省は、更新等に関する郵送申請の手続を平成 13 年 4 月から開始しました。

資料 12

男女共同参画に関する施策についての相談の受付状況（平成 13 年 4 月～ 9 月）
（単位：件）

施 策 分 野	件数
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	0
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	12
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	21
4 農山漁村における男女共同参画の確立	1
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	6
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	0
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	14
8 生涯を通じた女性の健康支援	0
9 メディアにおける女性の人権の尊重	0
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	0
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	0
合 計	54

○ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

<申出要旨>

- ・ 地方公共団体職員に対する男女共同参画社会基本法の研修の実施要望
- ・ 男女共同参画に関する施策の問合せ

等 12 件

○ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<申出要旨>

- ・ 募集で性別を区分していないにもかかわらず、女性だけの求人と説明している求人方法に不満
- ・ 労働局雇用均等室に苦情を申し出たが、その調査方法に不満
- ・ 男女雇用機会均等月間についての問合せ

等 21 件

○ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

<申出要旨>

- ・ 女性が安心して働けるよう、保育所や学童保育制度の充実を要望
- ・ 育児休業制度についての問合せ

等 6 件

○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<申出要旨>

- ・ 女性保護施設に入所している妻子に会わせてもらえないことに不満
- ・ ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の問合せ

等 14 件